

次世代下宿「京都ソリデール」(福祉型)事業



受付案内

京都ソリデールを利用するひとり親家庭・生活困窮家庭等のお子様の大学等進学を応援します

事業趣旨

京都府では、経済的に厳しいひとり親家庭や生活困窮世帯の大学等に進学する意志のある子どもが、進学をあきらめてしまうことのないよう、「京都ソリデール」事業を積極的に活用し、下宿に入居する場合の家賃(月額賃借料)の一部を助成(減額)しています。

「京都ソリデール」とは

若者の府外への転出抑制、府外からの流入促進及び地方への定住促進を図るため、若者への低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流をいいます。(建設交通部住宅課所管事業)

詳しくは裏面をご覧ください

家賃減額の対象者

京都ソリデールにおいて、下宿に入居して大学等に進学する府内のひとり親家庭又は生活困窮世帯等の子

補助金は家主に対して交付します

補助事業者

京都ソリデールにおいて、ひとり親家庭又は生活困窮世帯等の子どもに自宅の一室を提供し、家賃(月額賃借料)を減額する高齢者(ただし、サブリースの場合は、高齢者から賃借した者とする事ができる。)

詳しくは裏面をご覧ください

補助金の内容(補助率1/3・月額上限2万円)

(1) 補助対象経費

○ 京都ソリデールにおける、賃貸借契約書等に記載された家賃(月額賃借料)

(2) 補助金額

○ 月額賃借料の3分の1: 月額2万円を上限とし、月額賃借料の減額金額と比較していずれか低い額(ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、月の途中に入退去があった場合は、日割り計算とする。)

本制度のお問い合わせは、京都府健康福祉部家庭支援課へ

メール:kateishien@pref.kyoto.lg.jp 電話:075-414-4584 FAX:075-414-4586

【本補助金の担当課】 京都府健康福祉部 家庭支援課 ひとり親家庭支援担当

家賃減額の対象者、補助(減額)対象期間等

<府内のひとり親家庭又は生活困窮世帯等>

ア 子どもが高等学校在学中において、親又は養育者が児童扶養手当を受給している家庭

イ 子どもが高等学校在学中において、高校生給付型奨学金又は奨学のための給付金を受給している世帯

ウ ア及びイと同等であると知事が特に認める家庭(児童養護施設退所児童等)

<大学等>

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校

<補助対象期間>

ひとり親家庭又は生活困窮世帯等の子どもが、大学等へ入学した月から満22歳の誕生日の属する月までとする。ただし、大学等に就学している場合は、満22歳の誕生日から最初に到来する3月31日までとする。

補助対象経費(月額賃借料)等

<月額賃借料>

家賃、共益費、賄い料、光熱水費、建物(家具)修繕負担金、消耗品費や年度更新料相当額などをいう。ただし、月額賃借料に含まれない敷金、礼金などを除く。

<サブリース>

物件を一括賃借し、それを分割またはそのままの規模で第三者に転貸する事業形態をいう。

参考

京都ソリデール事業のマッチング事業者(一覧表)

事業者	高齢者宅の主な対象地域 及び 問い合わせ先
(株)アッドスパイス <下京区>	京都市 TEL:050-5273-1486
(株)応用芸術研究所 <上京区>	京都市 TEL:050-1276-1376
京都高齢者生協くらしコープ <北区>	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町 TEL:075-432-3636
NPO法人 フリーダム <中京区>	京都市 TEL:075-241-0110
NPO法人 テダス <南丹市>	亀岡市、南丹市、京丹波町 TEL:0771-68-3555
(株)Localize(ローカライズ) <福知山市>	福知山市 TEL:0773-21-6827